

地方職員共済組合奈良県支部短期給付事業等におけるマイナンバー（個人番号）に関するお知らせ

当支部では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、組合員及び被扶養者のマイナンバーを下記の目的及び事務の範囲に利用することをお知らせします。

1 利用目的

<p>特定個人情報等を取り扱う地方公務員等共済組合法による短期給付事業等の対象となる組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による組合員若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務（短期給付事業等に係るものに限る。）(2) 地方公務員等共済組合法第39条の組合員（次号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務（短期給付事業等に係るものに限る。）(3) 組合員に係る標準報酬の月額（地方公務員等共済組合法第43条第1項に規定する標準報酬の月額をいう。）、標準期末手当等の額（同法第44条第1項に規定する標準期末手当等の額をいう。）又は組合員期間（同法第40条第1項に規定する組合員期間をいう。）に関する事務（短期給付事業等に係るものに限る。）(4) 地方公務員等共済組合法第53条第1項又は第54条の短期給付の支給に関する事務(5) 地方公務員等共済組合法第57条の2第1項の一部負担金に係る措置に関する事務(6) 地方公務員等共済組合法第112条第1項（第1号の2から第3号までを除く。）の福祉事業及び同法第112条の2の特定健康診査等の実施に関する
---	--

	<p>る事務</p> <p>(7) 地方公務員等共済組合法による掛金に関する事務（短期給付事業等に係るものに限る。）</p> <p>(8) 地方公務員等共済組合法第144条の2第2項の任意継続組合員の掛金の払込み又は同法第144条の2第3項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務</p> <p>(9) 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書に関する事務</p>
--	--

2 事務の範囲

- (1) 個人番号取得事務 第3条に掲げる事務を行うために個人番号を取得する事務
- (2) 個人番号入力事務 取得した個人番号をもとに個人番号を管理する個人番号管理システムへ入力する事務
- (3) 加入者情報登録等事務 加入者情報（本部が支払基金の医療保険者等向け中間サーバに登録した組合員等に係る個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、被保険者証記号・番号、資格取得日、資格喪失日等。以下同じ。）の登録結果について、個人番号管理システムで確認する事務
- (4) 情報提供事務 本部が支払基金の医療保険者等向け中間サーバに登録した、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「命令」という。）に定める情報提供事務の情報（命令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3に定める情報をいう。以下同じ。）の登録結果について、個人番号管理システムで確認する事務
- (5) 情報照会事務 地方公共団体の保有する、命令に定める情報照会事務の情報（命令第31条の2に定める情報をいう。以下同じ。）の取得を依頼し、取得した情報照会の情報を個人番号管理システムで確認する事務
- (6) 国民年金第三号被保険者関係届経由事務 被扶養者の認定を行った者に係る国民年金第三号届を日本年金機構に提出する事務
- (7) 特定個人情報等管理・保管事務 特定個人情報等を含む紙媒体又は電子データを漏えい、滅失、き損がないよう安全に管理及び保管する事務
- (8) 削除・廃棄事務 第12条(9)の実施時期を経過したことにより不要になった特定個人

情報等を安全に削除・廃棄する事務

(9) 個人番号管理システムの管理事務 特定個人情報等を取り扱う個人番号管理システムの管理事務